

「平成九年度大会シンポジウム」特集・歴史としての「東北」

古代における「東北」像——その虚像と実像——

新野 直吉

一 蝦夷国のこと

東北は「蝦夷・えみし」の地帯であるとされている。そして蝦夷は絵巻物などにも怪奇に表現され、未開野蛮の異類の如き印象が長く存在し、勿来、白河、念珠の三関から北は一円その地帯であるかの如き受け止めがされてきた趣さである。たしかに八世紀後半（天平宝字六・七六二）の「多賀城碑」にはこの蝦夷国を意識したというべき「蝦夷国界」の語がある。陸奥国府多賀城の位置について、常陸・下野両国界からの距離を示すのであるが、先ず京師からの距離表示に次ぎ「蝦夷国界一百廿里」と表記している。東北の

現地自体に「蝦夷国」の認識があったことを示す。

しかし、この表記を、日本律令制度のもとで「蝦夷国」なる公式組織があったことを示すものと取るならば、虚像を見ることになる。行政組織があったことを意味しないのみならず、仮に「蝦夷」の地域があったとしても、この表記は、東北全部が蝦夷の住む領域であったわけではないことを、現地行政機関も明確に認識していた事実を示している。

実像はといえば「多賀城から一二〇里程北に当たるところに蝦夷の領域との境界がある」ということで、そうなれば、現在の宮城と岩手の県境の辺が境に当たる。この一〇年ほど後から三八年間に亘るいわゆる「蝦夷」の対象とし

て「胆沢の賊」で表される勢力圏はこの辺を南縁としている。これから南が神護景雲元年（七六七）に陸奥国伊治郡が置かれ郡郷制の当時の北端となる地域なのである。

とはいっても境界の北に独立国があったということではない。令の条文に「凡そ辺縁の国、夷人雑類有り」（賦役令）などと記入される存在に相当する蝦夷の地方圏であると理解すべきである。そして、「蝦夷」は和銅三年紀に「天皇大極殿に御し朝を受く。隼人蝦夷等も亦列に在り」とあるごとく、隼人とならば位置づけであり、食糧獲得手段や言語文化などに差異はあったとしても、法規上蕃人・蕃客（外国人）ではなかったのである。日本の中の北方の一部族であるという位置づけが実像である。

二 奥羽両国のこと

律令制下成立の陸奥と出羽の二国は、大化改新後そう遠くない時期に道奥すなわち陸奥は建国されたと認められるが、まだ年月を特定できる史・資料は知られていない。一方出羽は和銅元年（七〇八）設置の越後国出羽郡に由来し、和銅五年に太政官奏によって出羽国としたこと、それに陸奥国から最上、置賜二郡を割き加えたことについての明白な記述が、『続日本紀』にある。

現在も、東北観光のバスガイドなどが、よく「みちのく山形にようこそ」「みちのく秋田において下され」などとやっているのを聞く。『吾妻鏡』の「奥六郡」の故か、『奥の細道』から来ているのか、陸奥・出羽両国が「みちのく」という同一均質の地のように扱われているわけであるが。古代といえどもこれも相当度の虚像である。

仮に大変強引な形式論をするとすれば、山形県内陸は和銅五年までは陸奥国であった最上と置賜の二郡の地である。後世の村山・置賜地方であるから、この地域について「みちのく山形」といわれることも全面矛盾はしないが、後世の最上地方（平安時代の村山郡以北、や庄内および秋田県は、絶えて「みちのく」であったことはないのである。そして最上と置賜二郡にしても、大化から数えたところで六〇年ぐらいしか陸奥国時代はない。そして出羽国になってからは、明治の府県制施行以前までも千五百五十数年の年月がある。やはりこの二郡の地も「いでは」と呼ばれることこそ自然であるというべきであろう。

もちろん秋田県内で、鹿角地方は明治まで南部藩領の陸奥国であったし、北秋田郡の比内地方も中世「陸奥国比内（肥内）郡」であった。しかし現実の令制国郡域は、陸奥国は岩手郡まで、出羽国は秋田郡までであって、鹿角や比内には国郡制は及んでいなかったのが実像である。

だから鎌倉時代から、北部南部地方のみならず、津軽の方までが、陸奥国の延長上であるとされることになったが、古代の理念上の領域観としては、斉明朝の四年（六五八）に越の鰐田・淳代・津軽三郡（評）が、一八〇艘の水軍を率いて北航して来た越国守阿倍比羅夫によって建置されていた範囲であった。すなわち津軽半島まで見通した北陸道延長上の行政区が設定されたことになる。

したがって和銅期に北陸道越後国磐舟郡の北に出羽郡が置かれ、それを出羽国として展開して行った延長上は津軽半島にまで至るべき形勢にある。それなのにここが決定的に陸奥国の津軽諸郡になったのは、中世封建制下武家の在地支配の実勢によったもので、これに伴って渡嶋の後も陸奥に関わって位置づけられるが、それは古代の領域理念が変わった後のことである。

令制展開期の出羽地方北陸道観が、令制地方制度として出羽が東山道に定着するようになったのも事実である。画期的史実は養老五年（七二二）に「出羽は陸奥按察使に隸す」という八月十九日条の『続日本紀』に見える施策である。按察使は養老三年紀七月十三日条の始置記事段階に設けられたが、陸奥按察使はこの五年八月に増置されたものであろう。出羽がこの時まで別の按察使に属していたということではないのであろうが、少なくとも越国から越後国に結

びつく伝統の北陸道性を消去され制度上東山道に属す実態が決定づけられたのが、この時であることは確かである。

歴史は行政制度だけでは進展しない。両国が行政同一管区になっても、古代文化は奥羽それぞれの個性を保った。だから国史記述さえ「蝦夷」「蝦狄」と書き分けてその認識を明示した。表記は実像の一面を見事に語っている。北陸性は中世以後の文化でも、出羽には伝統として濃く、陸奥にもそれが浸透した度合で加味されて、生き続けたのである。

三 柵戸のこと

古代東北にとり柵戸という或る意味では特有のものがあ
る。「或る意味で」と限定をつけたのは、大宝二年紀十月三日条に、薩摩国司から「国内要害の地に於いて、柵を建て、戍を置いて守らんことを」と言上があり許されたという例があって、少なくとも南九州では柵の戍すなわち柵戸に当たる存在があったことを、認められるからである。

柵戸の史料上の初見は、大化三年紀是歳条に「淳定柵を造り、柵戸を置く」であり、翌四年紀是歳条に「磐舟柵を治りて、以て蝦夷に備う。遂に越と信濃との民を選び、始めて柵戸を置く」とあって、大宝紀に戍と表記される「守」

古代奥羽柵戸移配表

年 時	陸 奥	出 羽
和銅七七一四		尾張・上野・信濃・越後の 国民二〇〇戸を出羽柵戸 に
靈龜一(七一五)	相模・上総・常陸・上野・ 武蔵・下野から富民一〇 〇戸	信濃・上野・越前・越後か ら各一〇〇戸を出羽柵戸 に
同二(七一六)		
養老一(七二七)		同右四国から一〇〇戸
同三(七二九)		東海・東山・北陸から二〇 〇戸
同六(七三二)	柵戸一〇〇〇人鎮所へ 不孝・不恭・不友・不順の 者、桃生へ	同上、雄勝へ
天平宝字一 (七五七)		
同二(七五八)	浮浪人を桃生柵へ	左京人を柵戸に、坂東・ 北陸の浮浪人二〇〇人雄 勝柵へ
同三(七五九)		没官奴二三三人、婢二七 七人雄勝柵戸に
同四(七六〇)	殺人犯を桃生柵へ	

が軍事的守備を意味することも推知し得る。古典的な学説として飯田武郷『日本書紀通釈』は「柵戸、廃帝紀に、陸奥国桃生柵戸、出羽国小勝柵戸などあり、万葉集伎倍とあり、戸は戸令に、所謂陵戸官戸の類にして、城柵にある民戸なり」(巻之五十九)としている。現代の代表的見解も、岩波版日本古典文学大系『日本書紀』大化三年是歳条の頭註には「柵に配置した屯田兵、律令時代にも柵戸という。例えば「浮石之徒」を貫して陸奥桃生柵戸とし」(続紀、天平宝字二年十月二十五日条、殺人犯人を出羽小勝柵戸とした(続紀、同七年九月二十一日条 例がある。))となっていて、屯田兵という軍事的性格を明記している。この柵戸像は虚像ではない。

屯田兵ということになれば、軍事的存在であると同時に農耕的存在でもある。その農耕性も虚像ではない。しかし柵戸にはもう一つの側面がある。天平宝字元年紀七月十二日条の宣命は「久奈多夫礼^{尔良}所註誤百姓京履^事機^弥出羽国小勝村乃柵戸^{尔移賜久}とある。通常「キノヘ」の訓がここでは『日本書紀通釈』が万葉に「伎倍」とあるといったのと同じく「キヘ」の訓が伝えられている。もちろんこの訓は伝本によることなのであるから、六国史の訓読が行われる際に万葉の訓みが援用された可能性も濃厚である。しかしいずれにしても、中央政局で一方の党派であった知識

同六 (七六二)	乞索児一〇〇人陸奥へ	尋来津関麻呂小勝柵戸に 私鑄銭人四〇名流される
同七 (七六三)		
神護景雲一 (七七七)		
同三 (七六九)	百姓を桃生、伊治城へ。 浮石百姓二五〇〇余を伊 治村へ。	
延暦一四 (七九五)	逃亡諸国軍士三四〇人柵 戸にされる	
同二 (八〇二)	坂東・越後・出羽の国民九 〇〇〇人伊治城へ 関東・中部地方の浮浪人 四〇〇〇人胆沢城へ	

階級の人々が、出羽に移配されたからには、文化、習俗の
ような部面の影響を東北の現地に与えたことは間違いない。
天平宝字二年十月下旬陸奥国の浮浪人を徴発して桃生城
の築造に動員し、その後その城下に居住させたことは、東
北内部で首尾完結したことだといえるとしても、同三年九
月二十七日坂東・北陸など一二の国の浮浪人二〇〇〇人が
雄勝柵戸とされたこととなると、やはり先進的と表現して
もそう誤りではないであろう各地の、東北とは異質の生活
文化・習俗を伝えることになったことは、自明である。こ
れは坂東・東海・北陸などの人々が柵戸となった場合には、
共通にあるべきことである。

しかしもっと明確に、同じ天平宝字三年紀七月十六日条
に「左京の人中臣朝臣楯取詐つて勅書を造つて、民庶を誑
誤す。出羽国の柵戸に配す」とある件や、同四年紀十二月
二十二日条に「薬師寺僧華達、俗名は山村臣伎婆都、同寺
の僧範曜と博戯して道を争い、遂に範曜を殺す。還俗せし
めて陸奥国桃生の柵戸に配す」とある件、天平宝字七年紀
九月二十一日条に「河内国丹比郡の人尋来津公関麻呂、母
を殺すに坐せられ、出羽国の小勝柵戸に配さる」とある件
などは、相当高度の文化的刺戟を与えたに違いない。延暦
十五年紀六月七日条に「外従五位下を授く。関麻呂善く筆
を弾き、亦方磐を造るを解せり」とある関麻呂が、殺人

罪に関与していたとはいっても、名族の音楽人として周囲に音楽文化を伝えずにいたとは考え難い。柵戸の文化的影響も大きかった。

和銅七年紀三月十五日条に憲法に習わぬ隼人の地に豊前から二〇〇戸を移し、相い勧め導かしめたということがあるのと同じく、東北の柵戸も、生活善導や勧農に大きく寄与したというのが実像であることは明らかである。

だが、柵戸を配置された東北の住民の側から見た場合を考えると、軍事的圧迫を受けた蝦夷だけではなく、耕地使用の制約を受ける一般住民にも、迷惑な存在であったに違いない。配置された柵戸の人々にとっても辛いことの多い所務であったに違いない。延暦十四年紀十二月二十六日条に「軍を逃れし諸国軍士三百卅人、特に死罪を宥し、陸奥国に配し、永く柵戸と為す」とある。柵戸の逃亡兵は弱点があつて軍陣に対応できなかったのだ。強者の同僚が凱旋できたのに遠い異境に骨を埋めることになるのは皮肉で悲痛な実情である。彼らの柵戸生活の実像も推察に難くない。さらに表のように柵戸配置史を辿ると、八世紀初めに数百人単位の柵戸が入った際には、養老六年の鎮所への一〇〇人は兵士的存在だったとしても、他の場合も、耕作しない地元の住人（山夷）は奥地に居住を遷すだけで済むとしても、田作りをしている元からの住人（田夷）は、新来

者から農耕法を学べる一面、多くは耕地を侵略されるという苦渋に見舞われることも現実として避けられなかった筈で、八世紀後半に伊治村に二五〇〇人が配置された場合などは、伊治皆麻呂の乱を誘発する一因になったと判断される。そのような不穏を抑えるためであろうか延暦に九〇〇人をも入れることになる、既住の柵戸の子孫たちとの対立も招くことになろう。胆沢城に四〇〇〇人も入れれば胆沢の賊と呼ばれた人々の抱く反発は周囲に拡散し潜行する志波城や徳丹城を造り続けざるを得ないことになる。反発は、築城だけでなく移民の生活文化侵略ともいえるところからも誘引されていたというのが実像である。

四 海みちのこと

弘仁元年紀十月二十七日条に「渡嶋の狄二百余人部下氣仙郡に來著せり。当国の所管に非ざれば歸去せしめんとす云々」という陸奥国言上がある。渡嶋の狄は出羽国の所管だったと考えられる。事実、彼の元慶の乱に際しての、津軽勢力の背後にいて終始秋田城司に対し協力的であった渡嶋の勢力の存在は、「津軽の夷俘は、その党種多く、幾千人たるかを知らず。天性勇壯にして、常に習戦を事とす。若し逆賊に速かば、其の鋒当たり難し」と恐れられていた

津輕勢を反抗勢力に荷担させずに済んだ最大因であったと認められるうえに、元慶二年紀九月五日条には「且つ津輕渡嶋の俘囚等の請う所の事、夷を以て夷を撃つは、古の上計なり」という古代東北の統治思想の核心をなす記述の中に、彼らが出羽秋田城に対する親密性を持つ事実を示しているのである。さらに具体的に翌三年紀正月十一日条には「又渡嶋の夷首百三人、種類三千人を率い、秋田城に詣り、津輕の俘囚と賊に連ならざる者百余人、同じく共に聖化に帰慕せり。若し勞賜せざれば、恐らく怨恨を生まん。是に由つて従五位下行権介藤原朝臣統行、従五位下行権掾文室真人有房及び令望、滋実、貞額等を遣して勞饗せしむ」とあるのを見ると、この密接さは相互間で相当の安定慣行性を持つものであることが知られる。

元慶五年紀八月十四日条に「是より先、出羽国司言す。

『去んぬる元慶元年穀稼多く損じ、調庸備わらず、二年夷虜反叛し、国内騷擾せり。義従の俘囚及び諸郡の田夷并に渡嶋の狄等、或いは化を慕い遠く来たり。不動穀三千二百三十七斛五斗を開き用い、以て大饗に宛てぬ。先に言上せざりしは責牧宰に在り』と。是に至つて、勅して免除せり」とあるのを見れば、出羽国宰にとって諸郡の田夷と渡嶋の狄らは併列的に扱って違和感なき存在だったことがわかる。しかも以上のような表現は、この乱段階では『日本三代

実録』すなわち国史の記述であるが、六国史とは別種の文献『藤原保則伝』にも「津輕より渡嶋に至る」間が出羽国府に属していることに言及している。この『伝』では「津輕より渡嶋に至る雑種夷人、前代未だ曾て帰附せざりし者も皆尽く内属す。是に於いて公は秋田城を復立す」とする「前代未曾帰附者」とある原文部分は、「前代未だ曾て帰附せざりし者なり」の如く全体として未帰附の者だとの意味にも読めそうでもあるが、実際に服属していた勢力のあったことも作者は知っていた筈であるから、成文の意図は「未服属の者も」という部分指示をしようとするものに違いない。

未曾有と表記した『伝』の作者文章博士三善清行は、その儒学者の立場から菅原道真に対し、批判的であったことはよく知られているが、『伝』の文中でも、保則が出羽から帰京後讃岐守となり、その任を終えて後任の道真と引継ぎをした時のことにかけて、「公竊かに語つて云わく、新太守当今の碩儒にして、吾の測り知る所に非ざる也。但し其の内なる志の見わるるは、誠に是れ危殆の士也と。後皆其の語の如し」と述べている。だから保則を称揚する念の強い清行が、他の国司と較べ際立たせるべく、保則の働きの成果として「未だ曾てあらず」の表現になったという趣もあり得るであろう。

津輕から渡嶋に至る日本海航路に依る行政的連繋の制度性ある結びつきの初めは、斉明朝における越国守阿倍比羅夫の、あの北航三郡（評）設置にある。郡（評）といえは極めて行政性の強い領域であるから、越一國が分けられた越後國から割立された出羽國がこれを継承する形で所轄することは至って自然である。この置郡（評）は齋田（秋田）・淳代（能代）・津輕（十三）というような港津を中核とした領域の、限られた範囲に行われた。即ち陸上から行政力を及ぼす形よりも、海路で連絡する形であった。いうまでもなく阿倍水軍が開設に当たったものだったからである。

元慶の乱の際も出羽國は相当重要な意義役割を認め、渡嶋の狄等の大饗応を行っていたが、これこそ斉明天皇四年紀四月条に比羅夫が「有間浜に於いて渡嶋の蝦夷等を召し聚めて大いに饗し」たとあり、翌五年三月条にも三郡（評）の蝦夷と胆振鉏の蝦夷に大饗賜祿を記すのと軌を一にした行事である。國守の饗給は養老職員令大國条にも「陸奥出羽越後等國」の職掌として明記されているところである。渡嶋蝦夷らが國の饗応などを受けるためには整備のない陸路の南下は困難で海路を用いたに違いない。そのような海路が通じていたことは、貞観十七年紀十一月十六日条に「出羽國言す『渡嶋の荒狄反叛、水軍八十艘にて、秋田・飽海兩郡の百姓二十一人を殺略せり』と。牧宰に勅して討平す」

とあるのでもよくわかる。しかもこのような港津利用の航路は奈良朝にもちゃんと存在していて、官署の存在も養老四年紀正月二十三日条に「渡嶋津輕津司從七位上諸君鞍男等六人を靺鞨國に遣し、其の風俗を觀せしむ」と記される。靺鞨の前の存在である同じツングース系北方アジア勢力の肅慎との接觸が比羅夫北航の一つの目的であったことからしても、日本古代國家の北方對外航路が政治外交的にも重要な存在であったことが理解できる。

実はこの北の海みちは、交易や交流の上からは縄文時代以來の重要航路なのであるが、考古學上のことはここで別としても、古代國家にとって極めて重要な渤海交流の海みちだったのである。一般に教科書などでの対渤海航路は、日本海の海原を突切って北陸からいわゆる三角地帯の方に、赤い航路が印されている。いわばこれが日本史上の定説であったといえる。しかし、これは、延暦二十三年に能登に對渤海交易の客院を設けてからのことであって、本来渤海使が用いて來航したのは北の海みちだったのである。それは神龜四年（七二七）の第一回目から延暦十四年（七九五）の第十三回目まで渤海使は出羽に來着していたことでよくわかる。

出羽に來航した外國使節に対して最初に受入れ業務を行うのは、出羽の役所すなわち國衙である。和銅に出羽國が

建てられてからの国衙は最上川流域の庄内にあった。和銅二年紀三月五日条に見える出羽柵というものが、越後国出羽郡の中樞役所であるように見えるが、養老三年紀七月九日条にも出羽柵が見えるから、この段階では出羽郡ではなく出羽国の機関であることがわかる。天平五年紀十二月二十六日条に「出羽柵を秋田村高清水岡に遷置す」というのに出会すと、これはやはり出羽国の機関で出羽郡の機関施設ではないことがわかる。しかも天平九年紀正月二十二日条によると、陸奥按察使大野東人は陸奥国の中核である多賀柵から連絡路を繋ぐべき出羽の機関施設が出羽柵であるという位置づけをしているし、太政官もそれを是として持節大使として兵部卿藤原麻呂を特派している。

第一回の渤海国使が来航すると、その六年後に出羽柵は庄内から秋田に一举に一〇〇キロも北進したのである。その秋田は比羅夫段階でも肅慎と接し得べき最南端の港のあるところであった。太古以来の自然の船路として北方アジア人の恒なる航路が経験的な自然到達範囲だったのである。出羽柵北進の動機に、出羽北部までしか来ない渤海国使への外交的対応があったと考えることは、決して飛躍した判断ではあるまい。「出羽北部」と書いた史料はないが、「蝦夷の境」に着いたことは明記している。該当地が南部の由利(理)や庄内ではあるまい。もし今の酒田港あたり

に渤海国使が来着するのであれば、何も常識を超えた一挙一〇〇キロもの柵の北進などは必要がなかった筈である。予期した如く第二回の使節も天平十一年(七三九)に出羽に来了。

古典的学説以来出羽来着は漂着で通常北陸に來航したものの如く位置づけられて来了。なるほど第三回が天平勝宝四年(七五二)佐渡嶋に着いて以来、天平宝字二年(七五八)越前国に、同三年対馬国に、同六年(七六二)越前国にと続く北陸方面への来着を見れば、そのような見解も成り立ちそうである。しかし佐渡に來たのは海流や風向きによるのであろうが基本的には東北を指したものであろう。それ以後の天平宝字年間の來航は渤海自前の航海ではなく日本船による來航である。具体的には第四回は小野田守の日本船、第五回は内蔵全成の日本船、第六回は伊吉益麻呂の日本船に乘込んで來朝したものであって、このようなことが続いたのは、征新羅の計画下惠美押勝がおそらく軍事的同盟関係までも希求して、渤海側が辟易したのではないかと認められるほど積極的な対渤海外交を展開し、厚遇する事情の中で生じた航海状況であった。それ故にこそ押勝の子である朝貺が“多賀城碑”に靺鞨渤海国名を明記したのであろう。

押勝の時代が過ぎ去った第七回の渤海国使は、宝龜二年

紀六月二十七日条に「渤海使青綬大夫壹万福等三百二十五人船十七隻に駕して、出羽国の賊地野代湊に着く。常陸国に於いて安置供給す」と記されているように、自前の来航になると野代（能代）などの出羽国北部に着くのである。実はこれ以前でも天平十八年に「渤海の人及び鉄利惣べて一千一百余人、化を慕いて来朝す。出羽国に安置し衣服を給いて放還す」という多人数来航があった。勿論自前の航路で来て出羽に着いたのである。

ただ宝龜四年（七七三）の第八回は七回使の帰国せぬのを訊ねに来たということなので、先に数回日本船で来航した航海経験も生かしてのことであろう、能登国に来た。同七年（七七六）の第九回もその経験を生かし航路を取ったのか難破しながらも越前国に流れ着いた。同九年（七七八）の第十回も先の例の如く日本からの使節高麗殿嗣の帰航する船に同乗して越前国に来た。

だが第十一回は宝龜十年紀九月十四日条に「勅すらく、渤海及び鉄利三百五十九人、化を慕いて入朝し出羽国に在り。宜しく例に依りて供給すべし」とある通り、やっぱり自前の航海で出羽国に着いたのである。同年紀十二月二十二日条には「乗船損壞して帰計由なし。伏して望むらくは朝恩もて船九隻を賜いて本蕃に達せしめられんことを」という願いが出され、許可されたとある。天平十八年、宝龜

二年、そしてこの同十年の出羽来航三件の史料には多くの貴重情報が入っている。まず三三五人が一七隻に分乗来航したということは、一五隻は一九人、二隻は二〇人がそれぞれ乗り込んだという計算になる。実際はこの算術平均にはならないとしても、小さい舟の集団であったことは確かである。ところが三五九人で九隻に乗り帰国するとなれば、平均四〇人ずつ乗り一隻だけが一人減という計算になる。現実の乗込み区分が多少違うとしても、日本の造る船は大きく、所望した渤海・鉄利の人々も、日本の造船実力を知っていて、この九隻を割り出したものに違いない。三五九人が何隻で来航したのかは不明だが、八年前の例に照らしやはり十数隻で来たものであろう。そしてそのような小型の舟では、日本海の中を突切るようなことは冒険を超えた危険至極の無謀であるから、沿海州南岸―樺太島西岸―北海道島西岸を、傍に陸地を確認しながら、風待ち潮待ちも重ねて南下したものに違いない。それが太古以来熟知の安全な北の海みちなのである。

慕化来航の前提には、渤海領の人々が東北日本の風土に著しい違和感を持たなかったことがあると考えられる。一例を樹林草原に取っても、乏しい経験ながら、中国東北部の東部や沿海地方の沿岸部などでは、眼で観る植物も、手で触れるそれも、若干の樹種等には出入りも感じたし、素

人目にも亜種らしいと思うものもあったが、総体的に東北で見える落葉広葉樹林と通じた雰囲気であった。その辺では例の寒冷地針葉樹林の広がりさえそう目にはつかなかった。少なくとも南西日本の照葉樹林帯よりは対岸のそれが東北の樹林相に似通っていた。公務の国家使節として往復するのは異なる幕化移住は、東北を中心に定住し、その山陸海川や草木の中で生活することを前提としている。任務や使命には関係なく自発の立場で日常使用的な舟で来航したのである。航路もあくまで伝統的習慣的に知っていて、経験ある安全な海みちを通ったに違いない。それが北の海みちだったのである。

約二〇〇年に及ぶ日渤海交流の航路として、常識化している教科書などの記す日本海突切りの赤線航路は、初めからの渤海国使等の航路とするのは虚像であり、北の海みちこそが実像であるということになる。何故「初めからの」という書き方をしたかといえ、平安時代に入って、この北の海みちで来る渤海国使はなくなったものと考えられるからである。

すなわち第十二回使節が延暦五年紀九月十八日条に「出羽国言す『渤海国の使、大使李元泰已下六十五人、船一隻に乗りて部下に漂着せり。蝦夷に略せらるるもの十二人、見（現）に存するもの四十一人なり』と」あり、第十三回

使節が同十四年紀十一月三日条に「出羽国言す『渤海国使呂定琳等六十八人夷地志理波村に漂着せり。因つて劫略せられ、人物散亡す』と云々」とあり、ここまででも出羽に着たのは漂着だと弁明しているのである。これは第八回使節が、「自今以後宜しく旧列に依り筑紫の道より来朝すべし」と高句麗時代の旧例を持ち出してまで、日本から強く求められていたからである。しかも劫略だの散亡だのと述べながら国書も信物もちゃんと届けている不思議は、計画的作爲の漂流弁明であることを裏書きしている。どうしても渡嶋・津軽・出羽などの住民と交流交易する必要があるが、たらしいことがわかる。

延暦十七年（七九八）の第十四回の着地は不明であるが、その六年後の同二十三年紀六月二十七日条に「比年渤海国使の来着は、多く能登国に在り。停宿の処疎陋たるべからず。宜しく早く客院を造るべし」という、それまでの秋田城は疎陋ではなかったことを語る勅令が出ると、半年後の十一月二十二日には、北に弧居して隣に相救う存在がないからなどという理由をこじつけ秋田城を停廃してしまう。北部の対夷機関の如くのみ位置づけるのは秋田城の虚像を見ることで、北の海みちを受ける外交上の役割も持つというのが実像なのである。勿論国衙の機能の然るべきところは出羽介を城司として、平安時代維持され、鎌倉幕

府の時代になっても秋田城介は継承された。そして北の海
みちの私交易は中世にも続いた。近世の蝦夷錦などもその
続きで入った。

五 平泉四代のこと

平泉藤原四代は、昭和二十五年（一九五〇）清衡・基衡・
秀衡の全身、泰衡の首が、中尊寺学術調査団により開棺調
査された。秀衡が大仏次郎によって「北方の王者」と表現
された故か、秀衡が奥の王者だとか、秀衡のみならず三代
が北方の王者であるとか、平泉勢力が北方の独立国家であ
るとか言われてきた。また小説やテレビ劇の影響かその始
祖が阿弓流為であるかの如き説も散見する。文学的創作表
現としては自由であるが、歴史学的には大いに問題がある。
『続日本紀』と『日本後紀』に一度ずつ記録が伝えられ、
近年京都清水寺に碑が建てられ、中等教科書に地域を守つ
た英雄として登載される阿弓流為が、延暦期に実在の胆沢
地方の蝦夷勢力の傑出した指導者であることは事実で、あ
まり巨大視することも逆に矮小視することも虚像を見るこ
とになる。勿論彼が平泉藤原氏の祖である安倍氏の先祖で
あることなどの証はどこにもない。

平泉藤原氏の時代が黄金の世紀などと美称されることで

も、東北産の砂金に多分北方から輸入の交易金も加えた
と考えられる黄金を、京師に齎したことは事実であろうが、
中尊寺金色堂や吉次説話等からか、秀衡に仮託した金鉾石
発掘の大金山の存在を考えることも現実性はない。産金は
砂金だったのである。平泉仏教文化も京都を凌ぐが如き論
は虚像を見ることになる。殆どは京畿仏師の造像であり、
京畿系技術者の工作である。平泉が当時日本一の文化都市
であるかの如き論は実像を見るものではない。そして勿論
極盛秀衡の代でさえも、彼はようやく鎮守府將軍になり陸
奥守になったに過ぎず、それさえも公卿の日記には「夷狄
秀平」の如くに記された。初代の清衡が自ら「東夷の遠酋」
と『中尊寺供養願文』で称したところが天下一般の
認識だったのであろう。

あの『吾妻鏡』に一七万騎と記される平泉軍が、同じく
二八万四〇〇〇騎と記される鎌倉軍に終末期鎧袖一触で破
られるのを、単純に四代泰衡の愚将ぶりに帰されるのも妥
当ではない。むしろ強弱の問題で賢愚の問題ではない。平
氏を倒した鎌倉勢の前で、『愚管抄』に「母太郎」と記さ
れる泰衡が、義経と組んで対抗することなどはできない。
母方の祖父、前民部少輔で陸奥守や鎮守府將軍を歴任し、
平泉に居住した藤原基成の、後見を受けているような形の、
半ば京畿衆的な人物であったことに問題があったのである。

阿弓流為に見られたような、昔からの勇猛東夷の本性は既に失われていたのである。東北制圧を源氏の宿望とする頼朝軍の戦意の前に、ひたすら自存を求めて逃げるだけの大将に率いられる東北軍は、戦略、戦術、戦技何れに於いても、対抗できる可能性すら持たなかった。

むすび

大化以後も、律令時代も、格式政治の平安前期も、そして摂関政治の王朝期から武家支配に移る段階でも、古代の日本は国家として、広い国土で北方アジアに対応する地政学上の地位を持つ東北地方を、埒外に置くことなどできなかった。そして古代の東北自体も、同じ本州島に在って、日本国家から独立して存在することなどできず、また実際にしてもいなかったのである。

(秋田大学名誉教授)